

役員等報酬及び費用弁償に関する規程

社会福祉法人明朗会

(目的)

第1条 本規程は、社会福祉法人明朗会(以下、「当法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事(以下、「役員」という。)及び評議員、評議員選任・解任委員(以下、「その他の役員」という。)の報酬及び費用弁償について定めるものである。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員に対して、報酬を支給する。ただし、役員が職員である場合、これを支給しないものとする。

2 前項の報酬は、別表1「役員報酬の額」に定めるものとする。

3 当法人のその他の役員に対しての報酬は支給しないものとする。

(会議に必要な費用)

第3条 会議の開催にあたり、食事が必要な場合の食事等の費用は当法人が負担する。ただし、出席した役員及びその他の役員(以下、「役員等」という。)1人当たり1食5千円以内を基準とする。

2 会議のための室料及び備品等の借用が必要な場合の費用は当法人が負担する。

(費用弁償)

第4条 当法人は、役員等が理事長の指示または理事会の委任を受け理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会またはその他の会議(以下、「会議等」という。)に出席する場合または法人及び施設の運営のための職務にあたった場合は、その費用を弁償する。

2 当法人は、前項の費用弁償として、別表2「費用弁償の額」に定める額を役員等に対して支給する。ただし、当該役員等に対して報酬が支給される場合または当該役員等が職員である場合は、これを支給しないものとする。

3 当法人は、役員等が同一日に他の役職を兼ねて複数の職務または業務に従事する場合の費用弁償は、重複してこれを支給することができない。

4 当法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した必要経費については、理事長の承認を受け、その費用の実費を当該役員等に対して支給することができる。

5 当法人は、役員等が法人及び施設の運営のために理事長に命を受けて出張する場合は、当法人の旅費規程に準じて、当該役員等に対して旅費を支給することができる。ただし、当該役員等が職員である場合は、これを支給しないものとする。

(見舞金・弔慰金)

第5条 役員等またはその家族に病気入院または不幸があった場合、理事長の判断により見舞金または弔慰金を贈り、その意を表することができるものとする。

(退任記念)

第6条 役員等の退任に際し、当該役員等が長年にわたり継続して就任し、本会の運営及び発展に特に貢献された場合は、その貢献度に応じて相当の退任記念品を贈り感謝の意を表することができるものとする。

(表彰)

第7条 役員等が次の各号に掲げる何れかに該当するときは、理事長は表彰状及び記念品等を贈り、その功績を表彰することができるものとする。

(1)叙位叙勲等の褒章を受けたとき

(2)社会的な功績が認められ本会の名誉となったとき

(3)事故、災害等を未然に防止し、または非常時に際して適切に対処して災害を最小限に止めたとき

(4)その他、理事長が特に認めるとき

(改廃)

第8条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

本規程は、2017年11月11日より適用する。

別表1「役員報酬の額」

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000円
理事及び評議員	月額 0円

別表2「費用弁償の額」

役職名	費用弁償の額
居住者が小山市内にある者	日額 3,000円
その他の者	日額 5,000円